

医療過誤 患者10人の叫びを聞け

医師の不注意や怠慢で突然家族に不幸が訪れたとき、誰もが真相を究明しようと努力するだろう。薬害エイズ問題を見るまでもなく、まだまだ隠された真実がある。カルテ改ざんなど、医師の倫理を疑う医療過誤の実態をレポートする。

撮影 伊藤隼也



出産時に医師が処置を誤ったために酸欠状態となり、脳細胞を破壊された斎藤直毅君(7歳)。呼吸管理や体温調節が必要な植物状態で、問い合わせてもほとんど反応はなく、声を上げることもない。食事や薬はチューブを使って鼻から摂取する。

病院側の医療ミスでも苦戦を強いられる裁判

森 功（医療事故調査会代表世話を人）

現在、わが国では約2000件の医療裁判が行われており、毎年約400件が新たに提訴されている。もちろんこれは水山の一角であり、訴えることをあきらめて泣き寝入りする人や、訴訟以前に話し合いで示談になった人を含めれば膨大な数にのぼる。

医療過誤（医療ミス）の問題でます考

出産事故 障害1級

斎藤直毅くん（神奈川県・7歳）

1988年11月、東京都内の総合病院で出産。妊娠中はまったく問題なかったが、予定日より19日早く被水した。分娩まで59時間30分と長引いたため胎児は仮死状態となり、ほとんどの臍細胞が酸欠によってダメージを受ける。「低酸素性虚血性脳症」になったため、わずかに残っている脳細胞でかろうじて生きているが、首も座らずまったくの植物状態。自分という存在の認識がなく、自分の身体のコントロールすらできない。

二次的障害として呼吸障害も始まったため、下咽頭にチューブを使用する呼吸管理などの全面的な介助が必要である。医師が十分な監視を怠っていたため分娩が長引き、胎児仮死による被害を受けたとして提訴。'93年3月、実質勝訴の和解。

庫しなければならない点は、診断・治療もふくめて医療従事者が行う医療行為は、常に百パー セントいい結果を生むとは限らないということだ。あらゆる可能性を検討し、医師と患者が十分に話し合つたとしても、医療過誤とはいえず、医療事故となる。

しかし、事前に十分予測できたにもかかわらず、医師が未熟だったり、注意義務を怠ったための事故は、明らかに医療過誤である。この場合は、当然ながら診

断・治療した病院側に責任がある。

われわれ「医療事故調査会」の調査では、依頼された件数の7割が医療過誤で、残りの3割が医療事故とはいえないケースだった。2名の専門医が科学性も含めてあくまでも客観的に分析した結果である。ところが裁判になると、逆に医療過誤は7割で、残りの3割は過誤にならないという結果が出ている。これが医療裁判の問題点で、社会制度も含めて今後の大課題である。

医療過誤が起こる最大の原因に、「医師の未熟性」が挙げられる。救急医療も含めて、診断知識能力と治療技術の未熟な医師が増えているからだ。次に考えられる原因に、「インフォームド・コンセント（十分な説明と同意）の不足」である。医療サイドと患者サイドの意思の疎通が不足している場合だ。医師はあらゆる可能性を十分説明せず、患者は納得いかないかもしれません。医療過誤は、これかくとも質問しない。医療過誤は、これからますます増えていく傾向にある。風邪を引いただけでも医療過誤にあう可能性が十分にあり、他人事ではないのだ。

医師のミスで分娩が長引き
全面介助が必要な植物状態に

車・バイク使用禁止

医療過誤

↑出産直後から全身が硬直しており、集中治療室に1ヶ月間いたが、息を吹き返すのがやっとだった。写真は集中治療室から出たばかりの直毅君。腹部に見えるコードは、呼吸数や心拍数を監視するためのもの。

→母親の聴子さん（35歳）に抱かれているのは次男の貴彬君（3歳）。直毅君は弟が好きで、貴彬君と三男・純也君（10ヶ月）がそばにいると楽しそうにしているという。





医療過誤

↑小学1年のときの千栄美さん。この約1年後、まったくの寝たきり状態になった
→「この子はテレビしか楽しみがないんですけど、医者とか看護婦が出てくると涙を流して怒るんです」(母・ふじ子さん)

カルテ改ざん 障害1級

渡辺千栄美さん(京都府・28歳)
'78年2月、小学2年の千栄美さんは学校で風邪が流行っているため、風邪の症状はなかったが母親といっしょにかかりつけの総合病院へ検査に行つた。熱もなく検査の必要なしといわれるが、「風邪の予防のために」とすすめられて点滴を受けた。約20分後、千栄美さんは異常な寒気を訴え意識不明になり、急速入院。医師は「一晩だけ泊まって帰りなさい」とい、意識回復後、再び点滴を開始後昏睡状態に陥る。一週間後、難病の「ライ症候群」と診断され、肢体不自由など重度の障害を負つた。ふじ子さんは納得いかず、一年後、裁判のために必要なカルテと看護日誌を弁護士に依頼して「証拠保全」したが、書かれていた内容が事実と全く違っていたという。「カルテが改ざんされていました。元気だったのでなんの検査もしなかったのに、外来に来たときから重症扱いになつていて、他人の血液検査の検査票までついている」と提訴したが、一审敗訴、二審で裁判長の職務権限で和解勧告が出され、「89年2月、実質敗訴の和解」

「風邪の予防のため」の点滴で
肢体不自由に

不安を訴えたが医師は検査せず。
顔の3分の2を切除することに

診断・手術ミス

上顎・左眼球摘出

石田隆一さん(仮名・三重県44歳)

'91年10月、上顎にガンができたため地元の市立病院で手術をする。「大きく切ったので再発も転移もない」と診断されるが、2ヵ月後、医師から切除した部分が腫れてきたといわれる。また'93年8月から左目下にしこりができるなど、2年半にわたって何度も医師にガン再発・転移の不安を訴えるが、そのたびに検査もせずに「心配ない」といわれた。'94年4月、上顎にガンが再発し、愛知県の総合病院へ転院。左目下にも転移したため、顔の3分の2を切除。手術する医師に「もっと早く発見できれば、正常な眼球まで摘出しなくてもよかつた」と診断される。'95年4月、頭蓋底奥にリンパ腫ができる。7月、肺に転移、「96年2月、口内にも再発。現在、抗ガン剤による治療をつづけているが、右目下にも転移が認められ、失明の危険性がある」という。



↑「手術の2週間後、おそるおそる顔のガゼを取り、そこには以前と違う自分の顔があった。家族にもこの顔を見せたくなかった」という。病室でも眼帯にマスクをかけている

↑'94年6月、眼球を摘出する直前の石田さん。「2年半の間、上顎の腫れや左目下のしこりを訴えているのに、医者は『心配ない』の一点張り。早い時期に検査してれば」という

「喉の菌を殺すため」の点滴で
全身の皮膚が剥けてしまう

薬害

失明

三愛藤間子さん(東京都30歳)

'91年5月、喉の炎が赤くなり近所の内科医院に行くと熱もないのに「喉の菌を殺すため」といわれ吉草を3日間受ける。数日後、症状が悪化したので軽院。そこででも大薙の点滴を受けて、全身の皮膚が剥け、目の粘膜がたたれる。十年後、大学病院でセフィゾナム系の薬による「スタイルウанс・ジヨンソン症候群」(皮膚粘膜眼症候群)と判明。三愛さんは、「使用時には十分注意しなければならない」という危険な薬を容易に使ったことと、早期に適切な処置をしなかったから失明した」と嘆く。



↑薬害にあう1ヵ月前(写真上)と現在(写真右)の三愛さん。タレントとして活躍していたが、今は入退院を繰り返している

医療過誤

「検査不十分」のまま2カ月間放置

新生児事故 障害1級

危田真美朱ちゃん(神奈川県・10歳)

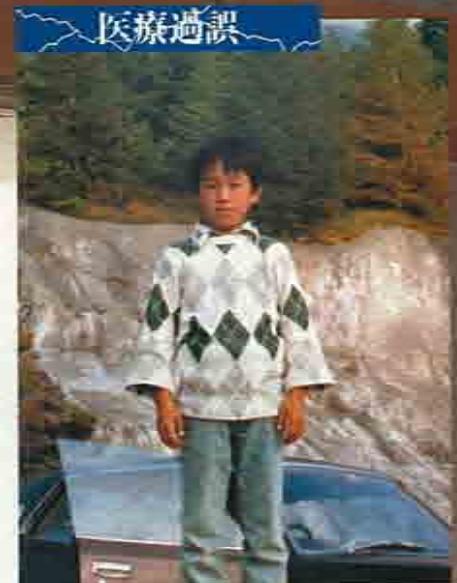
'86年2月、和歌山県内の産婦人科医院で予定日より3週間以上早く生まれる。出生時の体重は1288gと未熟児にもかかわらず、通常の保育器に入れられてしまふ。何の検査も受けなかった。入院中は、医師から「体重は少ないので心配することはない」と説明されていたが、約2ヶ月後の退院直前、目に異常を発見し、公立の医大病院へ。そこで「全盲」及び「四肢体幹機能障害」と判明。大学病院の医師に、「早期に検査していれば何らかの対策処置ができるのではないか」といわれる。両親は、「産婦人科医が2ヶ月間、検査もせずに放置していたことによって障害を受けた」として提訴し、現在係争中。



麻酔ミス 障害1級

近藤雅彦さん(長野県・28歳)

'79年11月、中学1年の雅彦さんは盲腸炎のため、東京の病院に入院。「十数分で終わる」といわれた手術後、心臓が停止。蘇生するが激しい痙攣と高熱がつづき、医師は冷やすべき身体を湯たんぽで温めてしまった。雅彦さんは「低酸素脳症」になり、24時間体制の看護が必要な植物状態になる。5ヶ月後、提訴のためカルテと看護日誌を証拠保全するが、病院側に大幅にカルテを書き換えられていた。一审は敗訴、二審で改ざんされたカルテの不備をつく麻醉専門医の證言があり実質勝訴の和解。父親の郁男さん(61歳)は10年にわたる裁判で、日本の医療や医療裁判のあり方に疑問を感じ、「91年、『医療過誤原告の会』を結成。現在、会員数は約400名を越す。



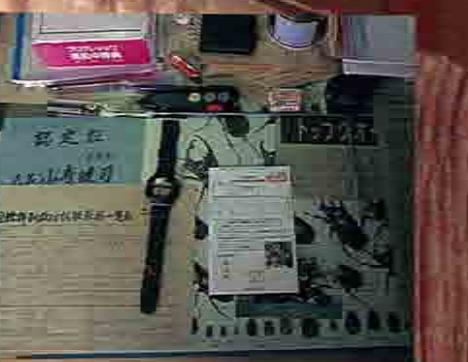
↑元気で明るい子供だった雅彦さん。12歳で事故にあい、植物状態のまま16年間がたった
→「低酸素脳症」のため感覚がないといわれるが、郁男さんが手を握ると声を上げて笑う



医療過誤



↑仏壇には健司君の写真がたくさん並べられている。最愛の一人息子を亡くした父・守さんと母・美千子さん(47歳)は、「生きていく望みを失ってしまいました」という



↑健司君の部屋は、そのままの状態で残されている。11日後に受ける英検2級の試験を楽しみにしていたという。腕時計は止まつたままだ

**死ぬような病気ではないのに。
安易な処置を施して死亡。**



南無阿弥陀佛

診断・治療ミス 死亡

小寺健司くん(三重県・享年16歳)

94年2月、風邪の症状のため桑名市内の医院で診察を受けるが、「左肺一部自然気胸」を見落とされる。6月、不調のため再びその医院を訪れるが気胸に気づかず、症状が悪化した翌日、「両側性自然気胸」と診断。救急指定の総合病院へ転院せられるが、そこで検査もせずに空気を抜く安易な脱気処置をほどこしたため異変を起こし死亡。父親の守さん(48歳)は、「自然気胸とは、肺の一部が破れて胸腔に空気が洩れる病気なんです。細身長身の健康な青年によく起こる原因不明の病気だが、死ぬような病気ではない」という。脱気処置時に起こる危険な合併症「再膨張性肺水腫」に対して脱気中止、酸素投与などの適切な処置がなく、重要な器官が集まる胸部中央の縫隔がずれるという「縫隔偏位」を見落としていたとして提訴。現在、係争中。

医療過誤を取り組む対策

医療過誤にあった場合、患者や家族は真相究明を望むが、病院側が眞実を語ることはほとんどなく、逆に「ごまかす、逃げる、隠す、脅す」場合が多いという。途方にくれた患者や家族は警察や役所、医師会などに行くが相手にされず、結局、法廷で争うことになる。「医療過誤原告の会」の近藤郁男会長はつぎのように語る。

「裁判では私たち家族が見た事実は、証拠として採用されないんです。裁判は、医療側に過失はない」という前提で進められますから、被患者が医療側の過失を証明しなければならない。そのためには必要なのがカルテや看護記録だが、これも改ざんされるので、被患者は当然、苦戦を強いられます」

現状は、弱者にきわめて厳しい状況といえるだろう。ではどうすれば医療過誤を未然に防げるのだろうか。前出・森功氏はいう。「日本では国家試験に受かつたら一度と医師免許を更新しなくていい。米国では44年前から5年に一度更新している。こういう制度に変えていけば、医療従事者も譲りに勉強するようになる。患者サイドでいえば、医師にかかることや薬を飲むことにもっと慎重になつてほしい。おかしいと思ったら説明を求め、納得しなければほかの専門医に相談する。あとは診察手帳を作つて、診察するたびに医師に診断名や治療記録、薬名などを記入してもらつようにしてください。医療過誤を野放しにしてはならない」

医師3カ月目の主治医の 「薬物投与ミス」で大量出血

医療過誤



↑二人の子供をあやす裕子さん。3人目の出産の時に突然悲劇が襲った
→裕子さんの父・忠哉さんは裁判の経験と知識を生かし、「96年3月、分娩調整を考える」(近代文芸社)を上梓



陣痛促進剤使用 死亡

岩佐裕子さん(千葉県、享年31歳)

78年9月、裕子さんは少しお腹が痛んだので、出産予定日より20日早い日に診察を受けていた総合病院へ行った。すぐに入院させられ、なんの説明もなく陣痛促進剤の点滴を受ける。子供は未熟児ながら無事だったが、裕子さんは大量出血により死亡。担当医師は「原因はまったくわからないが、出血が止まらない血管内血液凝固症候群ではないか」という。しかし、死亡原因是子宮破裂による大量出血によるもので、医師の国家試験に受かって3カ月目の主治医が子宮破裂に対する適切な処置ができなかつたとして、父親の岩佐忠哉さん(86歳)は提訴するが、「裁判所に鑑定を依頼された大学教授が『医療事実を点検せず、医師の注意義務を軽視した』という鑑定を出したんです。大学教授の鑑定を覆す証言をしてくれる医者はいませんでした」という。結局、「85年夏、実質敗訴の和解。」

出産事故 死亡

佐藤右くん(長崎県・享年0歳)

84年10月、佐藤智枝さん(23歳)は、地元の産婦人科病院で妊娠40週の満期に予定通り出産するが、新生児は6時間後に死亡。医師が説明する死亡原因に納得がいかず提訴すると、医師は「分娩監視装置を使用しているので出産時の処置に問題はなかった」と証言し、分娩監視装置の記録用紙を提出。智枝さんが「分娩監視装置は使わなかった」というので、祖父・森田豊彦さん(64歳)が調べたところ、記録用紙は事故から2年後の86年に製造されたものと判明する。しかし、死亡原因とは直接関係ないとして、一审、二審、最高裁、敗訴。現在、再審請求へ向けて準備中。



医療事故関連組織
●「医療事故情報センター」
〒46 名古屋市東区泉1-1-35 ハイエスト久屋6F
☎052-951-1731
●「医療事故調査会」
〒581 大阪府八尾市沼I-41 医真会八尾総合病院内
☎0729-48-7799
●「医療過誤原告の会」
〒388 長野市篠ノ井塙崎
6985-76 ☎0262-92-6956
●「神奈川県による被害を考える会」
〒792 新居浜市
阿島甲1015-272 新居浜第三住宅2-502
☎0897-46-4382

いとう・しゅんや ●フォト・ジャーナリスト。94年3月、都内の大学病院で父を亡くすが、医療過誤ではないか疑問をもち、以来、医療過誤に専門を持って取材している

森田さんが持っているのは、医師が証拠として裁判所に提出した分娩監視装置の記録用紙のコピー。森田さんは「ニセモノを提出して出産に問題なかったという医師の倫理感を疑います。孫の死亡直後、私が解剖を要求したときも、医師は国立医大のA先生に依頼したというが、A先生は解剖を依頼されたこともないし、そんな事実はないと言います。よほど解剖されて困る理由がなければ、そんな嘘はつかないでしょうね」

インプラント事故

インプラント性骨炎・上顎洞内異物
インプラントによる神経マヒ

89年7月、生まれつき水久歯が部分的に生えない高橋さんは、最先端の歯科医療として紹介されているインプラント（人工歯根）手術を行った。歯科医から「天然歯と同じように修復することが可能で一生使用できます。成功率も98%以上で大変安全です」といわれ、上下12本のインプラント費用と手術代で460万円を支払い、歯茎の下の骨にドリルで穴を開け、金属製のインプラントを埋め込んだ。さらに噛み合わせ調整費120万円を支払いました。

治療を行っていたが、約2年後、発熱、眼瞼腫脹、顔面のしびれと腫れ、インプラント部の痛みなどがあらわれた。治療を担当していた歯科医師のほとんどが退職してしまったため、別の歯科医院で診察したところ、インプラントが上顎骨を突き破って上顎洞に達しているための症状と診断される。一年かけてすべてのインプラントを取り除いた高橋さんは「初歩的な手術ミスだった」として提訴し、現在係争中。



↑高橋さんのレントゲン写真。12本のインプラントが埋められているが、骨に垂直ではなく、上顎のインプラントの大半が上顎骨を突き抜けている
◆現在も耳鼻科に通い、鼻腔を治療中の高橋さん

人工歯根が上顎骨を突き破っていた